

(別紙 1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市議会基本条例の一部を改正する条例		
意見募集期間	自：令和 7 年 1 1 月 1 5 日 至：令和 7 年 1 2 月 3 日	担当課局	議会事務局
案件の概要	村上市議会基本条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めるものであり、「正副議長選挙における所信表明の機会確保」と「議員報酬の審議方法」について改正するもの。		
案件の趣旨、目的及び背景	本条例案は、村上市議会改革調査特別委員会において検討を重ねてきたものであり、さらなる議会活動の活性化につなげることを目的としています。 「正副議長選挙における所信表明の機会確保」については、条例第 12 条（議会運営）において、正副議長選挙を行う際に就任を希望する者に対し所信を表明する機会を設けることを明記し、正副議長の選出経過を明らかにすることにより、より活発な議会活動につなげるものです。 「議員報酬の審議方法」については、条例第 21 条（議員報酬）において、委員会又は議員が提案する場合の具体的手順として、明確な理由を付して提案することを定義づけるとともに、硬直化した議員報酬に流動性を持たせ、市民の直接請求や特別職報酬等審議会の答申を踏まえた市長提案にも触れることで、委員会又は議員が提案することを前提としていたこれまでの条文の限定性を緩和するものです。		
今後の予定	令和 7 年村上市議会第 4 回定例会に議案提出予定。		
備 考			